

五輪橋介護保険相談センター運営規定

(事業の目的)

第1条 医療法人為久会が開設する五輪橋介護保険相談センター（以下「相談センター」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、相談センターの介護支援専門員その他の従業者（以下「介護支援専門員等」という。）が、要介護状態または、要支援状態（以下「要介護状態等」）にある高齢者等に対し、適正な指定居宅介護支援を提供する事を目的とする。

(運営の方針)

第2条 相談センターの介護支援専門員等は、利用者の心身の状況、その環境等に応じて保健・医療・福祉にわたる適切な介護サービスが、利用者の選択に基づき、総合的、一体的、効果的に提供されるよう支援する。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、他の指定居宅介護支援事業者、指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連携を図るものとする。また、利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立って利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業に不当に偏ることがないように、公正中立な業務に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 五輪橋介護保険相談センター
- (2) 所在地 札幌市南区川沿2条1丁目2番54号

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名 （常勤、介護支援専門員兼務）
管理者は、従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 介護支援専門員 1名 （常勤）1名
介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成、および指定居宅サービス事業者等との連絡調整、サービス担当者会議の開催、関係機関との連携等を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。
ただし、祝祭日及び12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時までとする。

(指定居宅介護支援の提供方法および内容)

第6条 指定居宅介護支援の内容は次のとおりとする。

(1) 相談体制

相談室を整備し、利用者からの相談に適切に対応する。

(2) 課題分析の種類

利用者に対する居宅サービス計画原案作成のために使用する課題分析方式については「居宅サービス計画ガイドライン方式」等とする。

(3) 居宅サービス計画の作成

(4) サービス担当者会議

居宅サービス計画原案に対し、専門的な見地から意見を求めるため、当該計画原案に位置づけた指定居宅サービス等の担当者を招集して行うサービス担当者会議を開催する。

(5) 居宅訪問

居宅サービス計画作成にあたり、利用者の置かれている環境の評価や抱えている問題を把握するため、居宅訪問による面接調査を行う。また、当該計画作成後においても、居宅サービス計画の実施状況等を把握し、サービス計画の変更等、利用者等が求めるサービスが適切に提供されるよう居宅訪問等の方法による支援を行う。

(6) 利用者が要介護状態等であっても、可能な限りその居宅において、その能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の選択による適切な保健・医療・福祉サービスが総合的かつ効果的に行う為に必要と認められるサービスの提供を行う。

(7) 自ら居宅介護支援の提供が困難と思われた場合は、他の指定居宅介護支援事業者の紹介等必要な措置をとる。

(費用等)

第7条 利用者の選定により通常の実施地域を越えて指定居宅介護支援を行う場合は、それに要した交通費実費の支払いを受けることができる。

なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の支払い額を受けることができるとする。

(1) 実施地域を越えた地点から、片道概ね10キロメートル未満 200円

10キロメートル以上5キロメートル越えるごとに100円追加

(2) 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対し、事前に文書で説明を行い、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、札幌市南区、豊平区、中央区とする。

(虐待防止に関する措置)

第9条 利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生または再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

(2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

(3) その他、虐待防止のために必要な措置（委員会の開催、指針整備など）

- 2 事業所はサービス提供中に、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第10条 感染症の予防およびまん延を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 感染症の予防及びまん延防止のための従業者に対する研修及び訓練の実施
- (2) その他感染症の予防及びまん延防止のために必要な措置（委員会の開催、指針整備等）

(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保)

第11条 男女雇用機会均等法に等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務をふまえて、ハラスメント対策のため次の指針を講ずるものとする。

- (1) 従業者に対するハラスメント指針の周知、啓発
- (2) 従業者からの相談に応じ、適切に対処するための体制の整備
- (3) その他ハラスメント防止のために必要な措置

(業務継続計画の策定等)

第12条 感染症や非常災害の発生において、業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的に行うなどの措置を講じる。

(その他運営についての留意事項)

第13条 相談センターは、介護支援専門員の資質向上を図るために研修の機会を確保し、また業務体制を整備する。

- 2 従業者は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を、従業者でなくなった後においても同様に保持する旨を雇用契約の中に位置づける。
- 4 サービス担当者会議等で、利用者またはその家族の個人情報を用いるときは、あらかじめ同意を得るものとし、厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 5 サービスの提供に関して、相談や苦情がある場合は、その対応窓口を設置し対応する。
- 6 サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村・利用者の家族に連絡し、必要な措置を講じる。
- 7 運営規定の概要、職員の勤務体制、重要事項については、事業所内に提示する。
- 8 サービスの提供に伴って、利用者が損害を被った場合は、利用者に対しての損害を賠償をするものとする。
- 9 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人為久会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(付則) この規定は、令和5年8月1日から施行する。
この規定は一部改訂し令和6年4月1日より施行する。